学校保健功労者表彰要綱

・昭和３７年３月３１日制定

・昭和５４年３月１８日一部改訂

・平成 ４年３月２１日一部改訂

・平成１１年３月２７日一部改訂

・平成１５年３月２１日一部改訂

・平成２２年３月２１日一部改訂

・平成２７年３月 ８日一部改訂

１　趣　旨

本道学校保健（学校安全を含む）の振興に功労のあった個人、団体及び学校を北海道学校保健会が表彰し、その功労に報い、もって本道学校保健の進展に寄与しようとするものである。

２　表彰の対象

学校保健に関する功労が顕著で、その充実振興に寄与したもののうち、次の各号に該当するもの。

(1) 個　人

ア　学校医、学校歯科医、学校薬剤師で通算（道内外の各学校）20年以上勤務し、50歳以上の者

イ　養護教諭、栄養教諭（学校栄養士・学校栄養職員の期間を含む）、学校栄養職員（学校栄養士の期間を含む）で20年以上勤務し、50歳以上の者

ウ　校長､ 教頭､ 教諭で永年にわたり学校保健に尽し、その功績が著しい50歳以上の者

エ　その他、学校保健の功績が特に顕著な者

(2) 団体及び学校

ア　郡市医師会、郡市区歯科医師会、薬剤師会支部及び道・市保健所等における学校保健の活動実績が顕著な団体及び学校

イ　管内及び市町村学校保健会、学校保健委員会等における活動実績の顕著な団体及び学校

ウ　学校安全に関する活動実績の顕著な団体及び学校

エ　その他、学校保健の功績が特に顕著な団体及び学校

３　推薦方法及び留意事項

(1) 表彰の対象別推薦者及び推薦経路は、別表のとおりとする。

(2) 別表で定める各推薦者は毎年5 月1 日現在で表彰の対象を確認し、別紙様式Ａ（個人用）または別紙様式Ｂ（団体及び学校用）による推薦書1 部を5 月17日までに本会に提出する。

(3) ２の(1) のエ及び(2) のエに該当するものの推薦書には、活動内容についての資料を添付すること。

(4) 推薦に当っては必要に応じ事前に関係する機関、団体と協議すること。

４　被表彰者の決定

被表彰者の決定は理事会が行う。

５　その他表彰に関し必要な事項は、会長が定める。

　附　則

　　この制定は、平成27年3月8日から実施し、平成27年度の表彰から適用する。